

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は継続的な企業価値の向上を実現していくために、コーポレート・ガバナンスを経営上の最重要事項の一つと認識しております。適切なコーポレート・ガバナンス体制の構築により、企業の効率性・透明性を充実し、株主をはじめとするステークホルダーに対する公正な経営を確保してまいります。

当社の経営監視体制としては、取締役会に社外取締役1名を加えることによって経営の透明性を高めると共に、社外監査役2名を含む監査役会が取締役会等の会議への出席、重要な決議書類等の閲覧、財産状況等の調査、必要に応じたグループ会社への監査等を行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
天龍製鋸社員持株会	366,441	6.57
株式会社静岡銀行	227,550	4.08
鈴木寛善	132,000	2.37
長谷川任璋	132,000	2.37
遠州鉄道株式会社	119,186	2.14
高村博昭	94,000	1.69
エイアイユー損害保険株式会社	90,180	1.62
川島昭治	88,000	1.58
鈴木良策	87,000	1.56
株式会社遠鉄トラベル	80,000	1.44

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	金属製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
杉山明喜雄	公認会計士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
杉山明喜雄		――	公認会計士として財務及び会計に精通しており、高い識見と幅広い経験のもと、当社のコーポレート・ガバナンスを強化できる人材と判断し選任した。また、同氏は、当社及び経営陣との利害関係はなく、東京証券取引所の定める独立性に関する判断基準に該当しないため、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断される。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

1. 会計監査人と監査役の情報連絡会を、年間4回以上開催している。
2. 会計監査人と監査役会は、監査体制の協議及び年間監査計画打ち合わせと、監査結果の評価及び対応方針の検討を行っており、必要に応じ臨時の情報連絡会を開催できる体制をとっている。
3. 内部監査室に専任者を配置し、必要に応じ監査役の職務を補助している。
4. 内部監査室担当者は、会計監査人と監査役の情報連絡会に同席し、情報の共有を図っている。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
丹羽俊文	税理士													
磯部勝弘	公認会計士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 d 上場会社の親会社の監査役
 e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
丹羽俊文	○	——	税理士であり、中立的立場での経営監視に適任として選任した。また、同氏は当社及び経営陣との利害関係はなく、東京証券取引所の定める独立性に関する判断基準に該当しないため、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定した。
磯部勝弘		——	公認会計士・税理士で、中立的立場での経営監視に適任として選任した。また、同氏は当社及び経営陣との利害関係はなく、東京証券取引所の定める独立性に関する判断基準にも該当しないため、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断される。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

第155期において役員退職慰労金制度を廃止し、第156期より月額報酬の一部に業績連動型報酬を取り入れた。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書及び事業報告に、取締役と監査役各々の支給人員と支給総額並びに社外役員分を開示している。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

内部監査室に専任者を1名配置するなど、社外役員・監査役会等の要請に迅速に対応できる体制をとっている。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(業務執行の状況)

取締役会は取締役8名で構成され、原則月1回開催している。取締役会で経営に関する重要事項を決定し、各取締役が業務執行を行っている。

(監督・監査の状況)

1. 取締役会は、各取締役の業務執行状況を相互に監督している。また、社外取締役を1名選任し、客観的な立場からの監督機能を強化している。
2. 監査役会は、取締役会の決定事項及び各取締役の業務執行状況を監査している。
3. 当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、岩田礼司氏、鈴木啓市氏であり、ときわ監査法人に所属している。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は少数精鋭の効率経営を目指しており、経営の規模・環境等からも迅速な意思決定とこれを具体化する業務執行が密接・不可分のものとなっているため、現状の体制をとっている。

一方、取締役会に社外取締役1名を加えることによって経営の透明性を高めると共に、社外監査役2名を含む監査役会が内部監査室との連携のもとに、客観的・中立的な経営監視機能を果たしている。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	総会出席者に対する手土産の進呈。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、四半期決算短信、その他適時開示資料を掲載している。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	1. ステークホルダーそれぞれの立場を尊重する企業風土の醸成、社内体制の構築に努めている。 2. 透明性確保のため、重要な情報の適時適切な提供を行う体制の整備に努めている。
その他	当社は、女性が安心して仕事を続けられるよう、育児との両立を目的とした職場環境の整備や育児及び介護による休暇・休業制度が取得しやすい環境づくりに取り組んでいます。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

○内部統制システム構築の基本方針について

1. 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役並びに全従業員の職務の執行が、法令及び定款に適合しかつ社会的責任及び企業倫理を果たすために、「天龍製鋸グループの企業行動規範」の周知徹底を通じコンプライアンス意識の向上を図る。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報に関しては、取締役会議事録、内部統制資料、全管理職会議資料、稟議決裁書等を作成・備置し、文書取扱規程の定めに従い適切に管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社を取り巻くリスクを特定したうえで、適切なリスク対応の検討と管理体制の整備を進める。
また、内部監査室にて業務に関するリスク情報を集約し、必要に応じ危機管理の対策を講じるとともに、全従業員への周知を図る体制の整備を行う。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役の職務権限、会議の付議基準を明確にするとともに、意思決定の妥当性を高めるためのプロセスなど、会議の運用体制を整備する。
また毎月1回の、経営に関する重要な事項の審議・業務執行の状況等の報告を行う定例の取締役会及び必要に応じた随時の取締役会を開催し、意思決定の迅速化を図る。
5. 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
海外統括室が関係会社管理規程に基づき関係会社を管理し、経営等に関する資料並びに重要な情報の収集・整理を行う。
 - (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
子会社のリスクを特定したうえで、適切なリスク対応の検討と管理体制の整備を進める。
 - (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
関係会社管理規程に基づき、担当部署の業務執行管理及び内部監査室の業務監査などを通じ、業務効率化の助言・指導を行う。
 - (4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合しかつ社会的責任及び企業倫理を果たすために、「天龍製鋸グループの企業行動規範」の周知徹底を通じコンプライアンス意識の向上を図る。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
内部監査室に専任者を配置し、必要に応じ監査役会の職務を補助する。
また、当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査役会の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性及び指示の実効性の確保を図る。
7. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役等及び使用人等からの監査役への報告又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役等及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者は、当社グループの業務又は業績に影響を与える重要な事項、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について、常時監査役に報告を行う。
 - (2) 監査役は、取締役会に出席するほか、全管理職会議その他の重要な会議に出席し、職務執行状況などの重要な事項の報告を受けるとともに、重要な決議書類等の閲覧、財産状況等の調査を行うことができる体制とする。また、これらの会議及び会計監査人との意見交換などにおいて、監査結果とそれらの指導事項並びにその改善状況などの開示を行い、監査役監査の実効性の確保を図る。
8. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役へ報告を行った当社及び子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行わないものとする。
9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生じる費用等の請求をした場合、当該請求が監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、当該請求を処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、外部専門機関との連携を強化しつつ反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行なわないとする方針を堅持いたします。反社会的勢力及び団体からの不当な要求等に備え、外部関係機関・顧問弁護士等との連携を密にしております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかし、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらの中長期的に確保し、向上させられるものでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。また、外部者である買収者からの大量買付の提案を受けた際に、株主の皆様が最善の選択を行うためには、当社の企業価値を構成する有形無形の要素を適切に把握するとともに、買収者の属性、大量買付の目的、買収者の当社の事業や経営についての意向、既存株主との利益相反を回避する方法、従業員その他のステークホルダーに対する対応方針等の買収者の情報も把握した上で、買付が当社の企業価値や株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要がある、かかる情報が明らかにされないまま大量買付が強行される場合には、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損される可能性があります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（本プラン）の内容の概要

a 本プランの目的

本プランは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

b 本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求めるなど、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

当社は、本プランにおける対抗措置の発動の判断について、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した当社社外取締役等のみから構成される独立委員会の客観的な判断を経るものとしております。

買収者は、買付等の開始又は実行に先立ち、買付等の内容の検討に必要な所定の情報を提供するものとされ、また、独立委員会は、当社取締役会に対しても、買収者の買付等の内容に対する意見や代替案等の情報を提供するように要求することができます。

独立委員会は、買収者が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買収である場合などで、かつ新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、対抗措置として、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てるべきことを勧告します。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する決議を行います。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施等に関する株主の意思を確認することがあります。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様へ当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

本プランの有効期間は、原則として、平成28年6月28日開催の当社第163期事業年度に係る定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなっております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項